

介護保険料のお知らせ

介護保険は、40歳以上の方が介護保険料を負担し、介護が必要な方を社会全体で支えあうしくみです。介護が必要になったとき、誰もが介護サービスを利用し、住み慣れたまちで自分らしく安心した生活を送れるように、制度を持続していくための貴重な財源として保険料を大切に使用させていただきます。保険料の納付にご理解、ご協力をお願いします。

1. 令和3年度から令和5年度までの介護保険料段階別一覧表

段階 (乗率)	対象者		月額	年額
第1段階 (×0.3)	本人が市町村民税非課税 同じ世帯にいる方全員が市町村民税非課税	・生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者の方	1,740円	20,880円
第2段階 (×0.5)		・本人の年金収入等が80万円以下の方		
第3段階 (×0.7)		本人の年金収入等が80万円を超え120万円以下の方	2,900円	34,800円
第4段階 (×0.9)	本人が市町村民税非課税 同じ世帯に市町村民税課税者がいる方	本人の年金収入等が120万円を超える方	4,060円	48,720円
第5段階 基準額		本人の年金収入等が80万円以下の方	5,220円	62,640円
第6段階 (×1.2)	本人が市町村民税課税	本人の年金収入等が80万円を超える方	5,800円	69,600円
第7段階 (×1.3)		本人の合計所得金額*が120万円未満の方	6,960円	83,520円
第8段階 (×1.5)		本人の合計所得金額*が120万円以上210万円未満の方	7,540円	90,480円
第9段階 (×1.7)		本人の合計所得金額*が210万円以上320万円未満の方	8,700円	104,400円
		本人の合計所得金額*が320万円以上の方	9,860円	118,320円

※令和3年度から適用される税制改正の影響により、合計所得金額が増加する場合は、従前より介護保険料の負担が増加しないよう調整した額になります。

2. 年度途中で65歳を迎えた方、転入された方など「普通徴収」の方は納付書での納付となります。

介護保険料は年金額によって納付方法が分かれており、対象となる年金を年額18万円以上受給している方は、特別徴収（年金からの天引き）となります。ただし、裏面に記載されている「普通徴収の対象となる方」のいずれかに該当する方は、普通徴収（納付書による納付）となります。その後、被保険者の資格を取得した翌月から概ね6～8か月後、特別徴収に切り替わります。

なお、特別徴収が開始される際は、事前に「介護保険料特別徴収開始決定通知書」を送付します。

3. 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方を対象とした介護保険料の減免制度があります。

新型コロナウイルスの影響により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な疾病を負った方や、減少が見込まれる事業収入等以外の合計所得が400万円以下で主たる生計維持者の事業収入等が令和3年中より30%以上の減少が見込まれる方が対象となります。普通徴収の納期限の7日前までに長寿支援課まで申請してください。詳しくは、担当課までお問い合わせください。

→ 裏面をご覧ください

特別徴収の対象となる方（年金からの天引き）	普通徴収の対象となる方（納付書等による個別納付）
老齢基礎、退職、遺族、障害など特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上の方	<ul style="list-style-type: none"> ○特別徴収対象となる年金が年額18万円未満の方 ○年度の途中で転入した方 ○年度の途中で65歳を迎えた方 ○年度の途中で所得段階等に変更のあった方 ○年金を担保として融資を受けている方 など

4. 介護保険料の納期

特別徴収の納期（年金天引き）		普通徴収の納期限（個別納付）	
令和4年	4月	第1期	令和4年 5月 2日
令和4年	6月	第2期	令和4年 6月30日
令和4年	8月	第3期	令和4年 8月31日
令和4年	10月	第4期	令和4年 10月31日
令和4年	12月	第5期	令和4年 12月26日
令和5年	2月	第6期	令和5年 2月28日
介護保険料納付場所			
七十七銀行、仙台銀行、新みやぎ農業協同組合、いしのまき農業協同組合、古川信用組合、石巻信用金庫 東北六県のゆうちょ銀行及び郵便局、納付書記載のコンビニエンスストア、美里町会計課、美里町町民窓口室(南郷庁舎内)			
スマートフォンアプリ			
支払秘書、PayB、PayPay、LINE Pay 請求書払い			

保険料を納め忘れていませんか？

保険料を滞納しているとどうなるの？

介護サービスは、実際にかかる費用の一部(利用者負担割合分)を負担し利用できますが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

○1年間滞納すると・・・

サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により、あとで保険給付分が支払われます。

○1年6か月間滞納すると・・・

サービス費用の全額を利用者が負担します。申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

○2年間滞納すると・・・

利用者負担が3割(利用者負担が3割の方が滞納した場合は4割)に引き上げられ、高額介護サービス費等が受けられなくなります。

※未納の方には、督促状等で随時通知しています。納付状況を確認したい方は、長寿支援課介護保険係までご連絡ください。

5. 保険料の納付は納め忘れのない口座振替が便利です。

口座振替は、普通徴収の納期限ごとに指定口座から自動的に振替されるため、金融機関等へ出向く必要がなく、とても便利です。ただし、残高が不足していると振替できませんので、ご注意ください。

なお、口座振替のお手続きは、預金通帳、通帳届出印をお持ちの上、町の指定金融機関及び町内の郵便局でお申し込みください。